

高知県新興感染症対応医療機関設備整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県新興感染症対応医療機関設備整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において協定締結医療機関とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）に基づき、県と医療措置協定（法第36条の3第1項に規定する医療措置協定をいい、以下単に「協定」という。）を締結する病院、診療所及び訪問看護事業所をいう。

(補助目的及び補助対象事業)

第3条 協定締結医療機関の新興感染症への対応力を強化することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応することができる医療提供体制を構築するため、協定締結医療機関の開設者（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 協定締結医療機関施設整備事業

ア 法第36条の2第1項第1号の規定に基づく「病床確保」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院又は診療所が実施する施設整備事業

(ア) 病室の感染対策に係る整備

- ・新興感染症発生時又は新興感染症まん延時において、新興感染症の患者を受け入れるための個室の整備（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。）等

(イ) 病棟等の感染対策に係る整備

- ・新興感染症発生時又は新興感染症まん延時において、多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置
- ・病棟入口の扉の設置
- ・病棟のゾーニングを行うための改修等

イ 法第36条の2第1項第1号から第3号の規定に基づく「病床確保」、「発熱外来」又は「自宅療養者への医療の提供」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院、診療所又は訪問看護事業所が実施する施設整備事業

個人防護具保管施設の整備

- ・個人防護具保管庫の設置
- ・個人防護具保管スペース確保のための建物改修等

(2) 協定締結医療機関設備整備事業

ア 法第36条の2第1項第1号の規定に基づく「病床確保」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院又は診療所が実施する設備整備事業

(ア) 簡易陰圧装置

(イ) 検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）

(ウ) 簡易ベッド

- イ 法第36条の2第1項第2号の規定に基づく「発熱外来」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院又は診療所が実施する設備整備事業
（ア）検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）
（イ）簡易ベッド

（補助対象経費及び補助率）

第4条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率については、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- （1）土地の取得又は整地に要する費用
- （2）門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- （3）設計その他工事に伴う事務に要する費用
- （4）既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- （5）前各号に掲げるもののほか整備費として適当であると認められない費用

（補助金の交付額の算定）

第5条 補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- （1）別表第1の第3欄に掲げる基準額と同表の第4欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- （2）前号の規定により選定された額と総事業費から補助事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第1の第5欄に掲げる補助率を乗じた額を算出する。

（補助金の交付の申請）

第6条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式又は第2号様式によるものとし、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第7条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者には通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助の条件）

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げる変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、別記第3号様式による補助金変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助対象経費の増額又は10パーセントを超える減額
 - イ 事業の内容（軽微な変更を除く。）
 - ウ 建物の設置場所（設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
 - エ 建物の規模、構造又は用途（機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
 - オ 補助事業の中止又は廃止

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 225 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 補助金及び補助事業に係る証拠書類の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の翌年度から起算して 5 年間保管しておかななければならないこと。
- (8) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (9) 県税の滞納がないこと。

（補助金の交付の決定の取消し）

第 9 条 知事は、補助事業者が別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（概算払）

第 10 条 知事は、必要があると認める場合においては、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第 4 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（実績報告等）

第 11 条 規則第 11 条第 1 項の実績報告書の様式は、別記第 5 号様式又は第 6 号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは中止又は廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第 8 条第 8 号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、第 8 条第 8 号ただし書の規定により交付申請した場合は、第 1 項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定し

た場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、その金額を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月15日までに別記第7号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

（検査等）

第12条 県は、必要があると認められるときは、補助事業者及び関係機関に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

（グリーン購入）

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月16日から施行する。

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条第3号から第7号まで、第9条、第11条第3項及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年4月9日から施行する。

別表第1（第4条、第5条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
協定締結医療機関施設整備事業	法第36条の2第1項第1号の規定に基づく「病床確保」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院、診療所	a 病室の感染対策に係る整備 1室当たり 29,420千円 b 病棟等の感染対策に係る整備 対象面積1㎡当たり 基準単価 484,000円	a 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費又は工事請負費（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。） b 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーティションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費	a 2/3 b 10/10
	法第36条の2第1項第1号から第3号に基づく「病床確保」、「発熱外来」及び「自宅療養者への医療の提供」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院、診療所、訪問看護事業所	個人防護具保管施設の整備 対象面積1㎡当たり 基準単価 484,000円	病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	10/10
協定締結医療機関設備整備事業	法第36条の2第1項第1号の規定に基づく「病床確保」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院、診療所	a 簡易陰圧装置 1病床当たり 4,320,000円 b 検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置） 1台当たり 9,350,000円 c 簡易ベッド 1台当たり 51,400円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な簡易陰圧装置、検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）、簡易ベッドの購入費	10/10
	法第36条の2第1項第2号の規定に基づく「発熱外来」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院、診療所	a 検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置） 1台当たり 9,350,000円 b 簡易ベッド 1台当たり 51,400円	発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）、簡易ベッドの購入費	10/10

別表第2（第7条、第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。